

(宛先) 入間市長

請求は、3ヶ月ごとになります。
対象となる月を記入してください。

施設等利用給付請求書(償還払い用)
認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和〇年〇月～令和〇年〇月分請求用】

1 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	イルマ タロウ	認定 子ども との 続柄	父	生年月日	平成〇年 4 月 1 日
氏名	入間 太郎			現住所	入間市豊岡1-16-1 電話: 080-1111-1111 (父・母)

認定通知記載の種別を入力してください

申請内容のわかる方の番号を入力してください

2 認定子ども(兄弟姉妹の場合、1人ずつ記入してください)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	フリガナ	イルマ ハナコ
認定番号	0123456	氏名	入間 花子
生年月日	令和〇年 5 月 1 日		

不明の場合は記入不要です

3 振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
埼玉りそな	銀行 信用金庫 農協・信用組合	口座番号
入間	支店	0 0 5 6 7 8 9
	出張所	口座名義(カタカナ)
		イルマ ハナコ

※1 請求者と口座名義が違う場合、裏面の「委任状」を記入してください。

請求者と名義が異なる場合は、委任状が必要です

4 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育

①	フリガナ	マルサンカクビョウインホイクシツ	住所	入間市大字小谷田00-00 電話: 04-2900-0000
	施設名	〇△病院保育室		
②	フリガナ	フジサワホイクショ	住所	入間市東藤沢8-12-27 電話: 04-2962-4044
	施設名	藤沢保育所		
③	フリガナ		住所	
	施設名			

「③支払額合計と「④月額上限額」を比べて低い方を記載してください

5 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費(請求の内訳を記入)

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) ① ※2 ※3	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 ② ※2	支払額合計 ③(①+②)	月額上限額 ④ ※4	請求額 ③と④を比較して小さい方)
令和〇年〇月	30,000 円	6,000 円	36,000 円	37,000 円	36,000 円
令和〇年〇月	30,000 円	7,500 円	37,500 円	37,000 円	37,000 円
令和〇年〇月	30,000 円	4,500 円	34,500 円	37,000 円	34,500 円
			請求額合計		107,500 円

【裏面もご覧ください】

【請求にあたって同意していただく事項】

- 1 申請者と認定子どもが、入間市内に居住していることを入間市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 実際に利用していることを入間市が対象施設に確認すること。
- 3 利用料の支払い状況を入間市が対象施設に確認すること。
- 4 課税状況や他の助成の状況を入間市が確認すること。

【委任状(請求者と口座名義が違う場合に記入してください。[請求者が父親で名義が母親など])】

私(申請者)は、口座名義人に施設等利用費の受領に関する一切の件について委任します。

令和〇年〇月〇日

委任者(申請者)

住所 **入間市豊岡1-16-1**

氏名 **入間 花子**

【添付する資料】

利用した施設・事業	この請求書に添付する書類
認可外保育施設	利用施設で発行された「納入済証明書兼提供証明書」
一時預かり事業	利用施設で発行された「納入済証明書兼提供証明書」
病児保育事業	利用施設で発行された「納入済証明書兼提供証明書」
ファミリーサポートセンター事業	活動報告書、(※子育て援助活動支援事業利用料助成金を受けている方は、決定通知書のコピー)

【注意事項】

※1 利用料の設定が月単位を超える(半年額、年額などの)場合は、当該利用料を当該期間の月数で割って、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※2 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。

「月途中で認定期間が終了する」または「開始される場合」か、「市町村間の転出入の場合」、月額限度額は次のとおりとなります。

・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額:37,000(42,000)円×終了日までの日数÷その月の日数(10円未満切り捨て)

・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額:37,000(42,000)円×認定開始日・転入日からの日数÷その月の日数(10円未満切り捨て)

(計算例)第2号認定で、認定期間が10.15~10.31の17日間の場合

R元年10月の月額上限額=37,000円×17日÷31日=20,290円

幼稚園に在籍している場合、在籍幼稚園の預かり保育事業が、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数8時間未満又は年間開所日数200日未満の場合に限り、認可外保育施設等の利用料が追加で無償化の対象となります。その場合、月額上限額は預かり保育事業と認可外保育施設等の利用料を合わせて11,300円となります。

※対象となる幼稚園は入間市公式ホームページで確認できます。